ミツバチ被害の原因となる斑点米カメムシ防除のための農薬使用を止め、 その使用を強要する農産物検査法・植物防疫法の見直しを求める要望

去る6月20日、農水省は、ミツバチ被害に関する報告と方針を示し、斑点米カメムシ類の防除に使用されたネオニコチノイド系をはじめとする農薬が、ミツバチ大量死の原因となっていることを認めました。従来の指導方針(農薬使用者と養蜂者の連携を密にし、農薬使用情報等を共有する)ではミツバチ被害を回避できなかったとして、農薬の使用方法について新たな指導方針(なるべく、午前8時から12時までは散布しない、希釈液剤をやめて粒剤を使用する)を打ち出しましたが、これでは全く不十分です。

私たちは、根本的に斑点米カメムシ類の農薬による防除を見直す必要があると考え、以下の要望をします。(詳細な説明は別紙参照)

1、斑点米カメムシ類の農薬による防除をやめる。

斑点米カメムシ防除用のネオニコチノイド系をはじめとする農薬は、農作物の生産に不可 欠なミツバチや他の花粉媒介昆虫、天敵昆虫に被害を与えるばかりか、より広い生態系や 人の健康に悪影響を与えているため、使用禁止や規制を求める。(別紙詳細【1-1】、【1-2】)

2、カメムシ防除を強要する農産物検査法の玄米の着色粒(斑点米)規定を削除する。

斑点米は毒でなく、生産量に大きく影響しない。着色粒規格が定める 1000 粒に 2 粒以上の斑点米混入で 2 等米以下に格付けする規定により、農家は農薬散布をせざるを得ない。1 等米との間に玄米 60kg 当たり 600~1000 円の価格差が生じ、その損失を防ぐために大量の農薬が使用されていることは消費者には知らされていない。色彩選別機が普及しているいま、斑点米は物理的かつ安価で容易に除去できる。農薬を使った防除を強要する着色粒規定は不合理で不要である。一方、輸入米の着色粒規格が国産の 10 倍の 1 % (1000 粒に 10 粒)を合否の基準としていることもダブルスタンダードである。(別紙詳細【2】)

3、植物防疫法の「指定有害動植物」の指定から斑点米カメムシ類を外す。

斑点米カメムシ類は 2000 年に植物防疫法の「**指定有害動植物**」に指定された。それ以降、都道府県・病害虫防除所には、発生予察を行い、カメムシ防除計画の立案と農家への防除指導を義務づけている。斑点米カメムシ類は生産量に大きな被害を及ぼす『有害動植物』には当たらない。有害動物の指定こそが農薬散布を促し、ミツバチ被害等を引き起こしており、人の健康や環境・生態系にとって有害であり、指定を解除すべき。(別紙詳細【3】)